

## 各部会の開催状況について

### <景観審査部会>

#### ○日吉箕輪町計画の景観形成について（審議）（平成 29 年 5 月 11 日、平成 29 年 7 月 25 日）

##### 【資料 4-1】

##### 【付議理由】

地区計画条例では、「市長が地区計画条例による形態意匠の認定をしようとする場合、規模等に照らし必要があると認めるときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会の意見を聴くことができる」としており、「2号再開発促進地区以外に建築するもので、高さが市街地環境設計制度の緩和限界を超えるもの」という点はこれに該当する。また、第 99 回都市美対策審議会にて「地区計画の制限内容などを定める際には作成段階も意見を聴く」となっていることから付議をした。

本件は、平成 28 年 9 月に地区計画の形態意匠制限について報告をし、平成 29 年 5 月、7 月は形態意匠制限の認定に先立ち、デザインの考え方についてご意見を伺うため付議をした。

##### 【計画概要】

・東急東横線日吉駅と綱島駅の間に位置する最高高さ 60m のマンション・低層商業系の複合開発計画  
・周辺へ開かれた低層部のにぎわい形成と周辺環境へ配慮し中高層部の圧迫感・長大感を抑えた計画を行う。

##### 【結論】

5 月の部会では、「中高層部の圧迫感・長大感の軽減に向けたデザインの考え方について、綱島街道沿いのパースを中心に確認した。次回は、低層部の賑わい創出の考え方について議論を行う。また、中高層部と低層部を合わせた全体のデザインや他の面からのパース、中央広場や通路からの見え方を含めて確認する」という結論となった。

7 月の部会では、「低層部のしつらえについては動線等人的活動を考慮しながら引き続き検討し、エリアマネジメントについては段階的な視点を含めて検討すること。中高層部のデザインについては引き続き検討を深めること」という結論となった。

---

#### ○関内地区北仲通南準特定地区での景観形成について（報告）（平成 29 年 7 月 10 日）

##### 【資料 4-2】

##### 【付議理由】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（関内地区では高さが 45m を超える建築物の新築又は移転）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるに当たっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

本件は、3 月に検討結果の報告をし、7 月に「緑化・外構」部分について報告をした。

##### 【計画概要】

- ・建築物の高さ約 155m の新市庁舎の整備（商業機能：1～3 階、行政機能：3 階～31 階、議会機能：3 階～8 階）
- ・都市景観協議地区協議方針及び横浜市新市庁舎デザインコンセプトブックに基づき、連続性のある賑わいの創出や親密な水際空間の形成などを行う。

##### 【結論】

「緑化・外構」について確認をした。市庁舎の使われ方については、人の流れや使う人の目線で考え、一体管理の仕組みづくりを含めて引き続き市で検討し、ワークショップでの取り組み等については外部に発信していったほしい旨を意見とする。

## ○都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について

(関内地区都市景観協議地区 中区横浜公園) (審議) (平成 29 年 7 月 10 日) 【資料 4-3】

### 【付議理由】

付議が必須の規模のものではないが、横浜公園は景観重要公共施設として位置づけられ、国の近代化産業遺産に指定されているなど、景観上、歴史上も重要な公園施設とされている。また、横浜スタジアムはアマチュア利用を前提とした市民球場であり、その改修に係る設計・デザインについては、景観の専門家や市民目線の意見を取り入れる必要があると考えるため、付議をした。

### 【計画概要】

- ・建築物の高さ 31m (地下 1 階、地上 4 階)、増築・改修後の増席数約 6,000 席
- ・「新たな市民開放」「周辺への賑わいの創出と回遊性の向上」「横浜らしさを考慮した建築デザイン」「造園デザインの再構築と緑環境の向上」の 4 つをテーマに景観形成を行う。

### 【結論】

バックネット裏の見せ方、夜間景観の工夫、デッキの活用方法については引き続き市と事業者で協議を進めることを意見とし、申出者の考え方に対する市の協議方針については概ね了承とする。

### (参考)

## ○エキサイトよこはま 2 2 ガイドライン検討会 アーバンデザイン部会の開催状況

※エキサイトよこはま 2 2 エリア内の形態意匠の認定においては、専門的な観点から景観に関する意見を伺う場であるアーバンデザイン部会にて審議することを本審議会において了承をいただいております。

### 【内容】

#### ●地区計画の形態意匠制限の認定に関すること (第 24 回：平成 29 年 7 月 31 日)

- ・(仮称) 横浜駅西口開発ビル駐車場棟の景観デザインについて意見徴収

#### ●地区計画の形態意匠制限の認定に関すること (第 25 回：平成 29 年 9 月 6 日)

- ・(仮称) 横浜駅西口開発ビル駐車場棟の景観デザインについての意見徴収
- ・横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業の景観デザインについて意見徴収

#### ※(仮称) 横浜駅西口開発ビル駐車場棟スケジュール

H30 年度 着工 (予定)

H32 年度 竣工 (予定)

#### ※ 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業スケジュール

平成 29 年度 市街地再開発組合設立 (予定)

平成 30 年度 建築工事着手 (予定)

平成 33 年度 竣工 (予定)

### 3. 今回の改善案

#### ① 綱島街道 正面側ファサードデザインの考え方



綱島街道 正面側パース



### 3. 中央広場エリア



#### 地域の賑わいの核となる広場空間

敷地の中心に地域の賑わいの核となる広場を創出します。綱島街道に対して開かれ、多目的な利用が可能な広場と、2つの散策路を結び緑道空間を配置します。地域のイベントや御祭り、災害時には防災活動拠点として機能します。



#### 多目的広場

多用途でにぎわいの核となる多目的広場



#### 防災活動利用

一時滞在施設と連携し、災害時にも利用可能な広場



#### 緑陰の散策エリア

緑陰の散策エリアと街並みを形成する接地型住宅



#### 子供の遊び場

小学校や学童での活動を補完する憩いと賑わいの広場





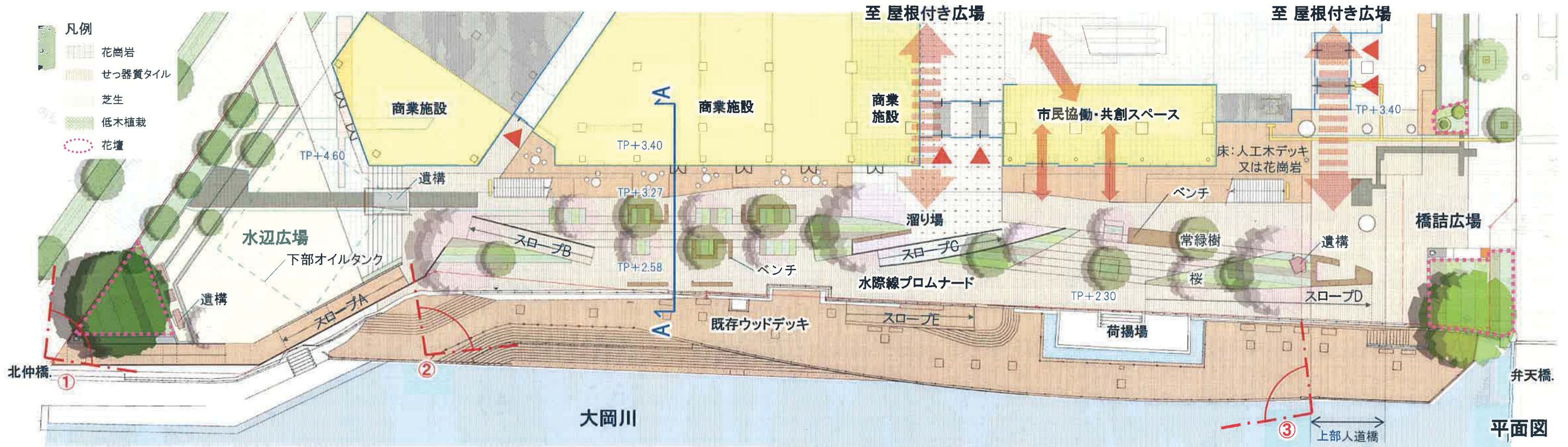
① 水辺広場の様子



② 既存ウッドデッキ付近からの眺め



③ 人道橋からの眺め



ベンチの事例：帝京平成大学

大岡川上流から連続する桜並木と水辺を開く階段状のランドスケープ

大岡川に面する敷地には、上流から連続する桜並木を配置するとともに、水辺を開く階段状のランドスケープを設えます。階段状のランドスケープは、どこにでも腰かけることができ、ミニコンサート等のアクティビティをサポートします。また、屋根付き広場と視覚的・動線的・空間的に連続する溜り場は、水辺の賑わいに貢献します。

# 回遊デッキの形状と活用方法について③

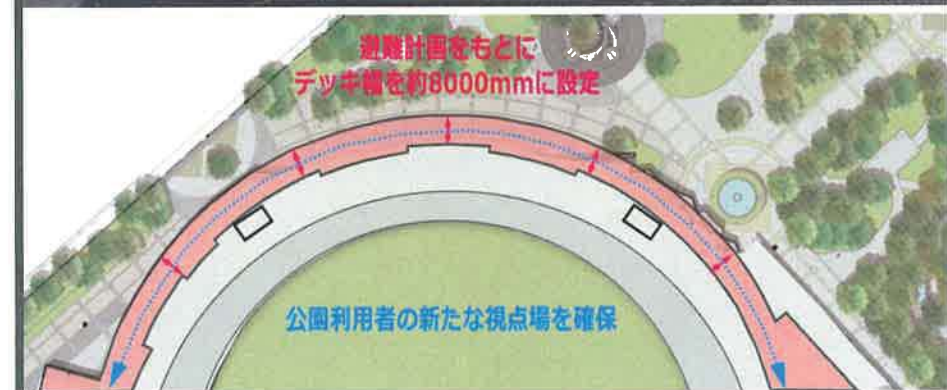
## A 形態・機能の推移

### 回遊デッキ

Phase 01 球場の形状に合わせたデッキの増設

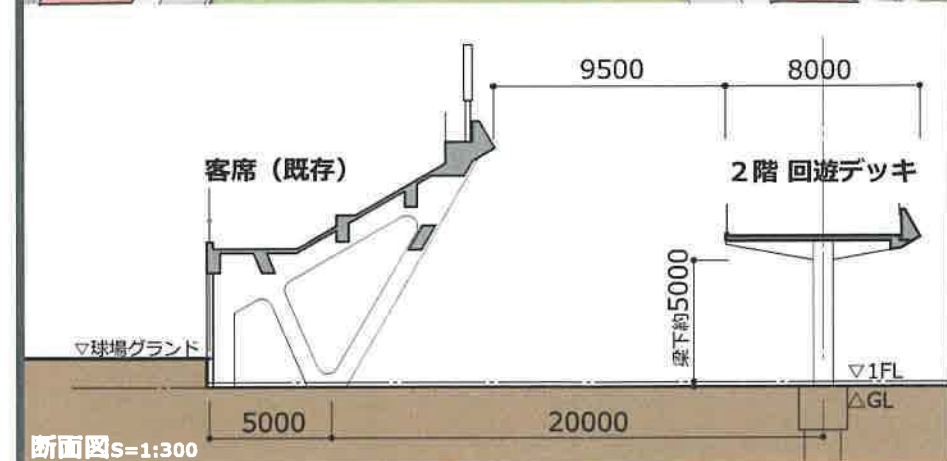


原案



避難計画をもとに  
デッキ幅を約8000mmに設定

公園利用者の新たな視点場を確保



断面図S=1:300

#### 形態・機能

- ・球場の円形に合わせた同心円状のデッキ設置  
(公園利用者の新たな視点場となると同時に、施設利用者の避難デッキとしても活用)
- ・躯体と一体とした手摺とすべく、パネルにより構築
- ・構成要素の少ないシンプルな形状

圧迫感軽減・公園利用者への配慮が不十分

Phase 02 公園側へ配慮した平面形状と、デッキ下の明るさ・賑いを確保する断面構成



軒天ボードの設置

9500mmセットバック

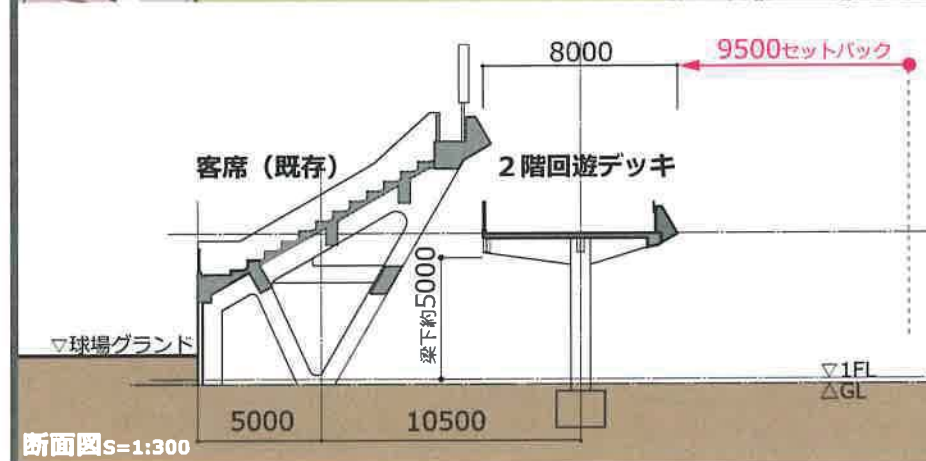
セットバック・アルミ手摺案



9500mmセットバック

階段を3カ所追加  
既存スタンド席と接続

平面図S=1:2000



断面図S=1:300

#### 形態・機能

- ・公園側から極力セットバックし、公園利用者の動線を確保
- ・階段追加・軒下通路の検討により、回遊デッキ上下に公園利用者の動線を確保
- ・デッキ軒下の設備配管・構造体を隠した一体的でシンプルな構成
- ・軒天高さを約5m確保し、かつ既存建屋からセットバックすることで明るさを確保
- ・施工可能範囲内で公園側からセットバック
- ・デッキ下への店舗設置により、賑いを創出

圧迫感軽減、公園利用者への動線配慮

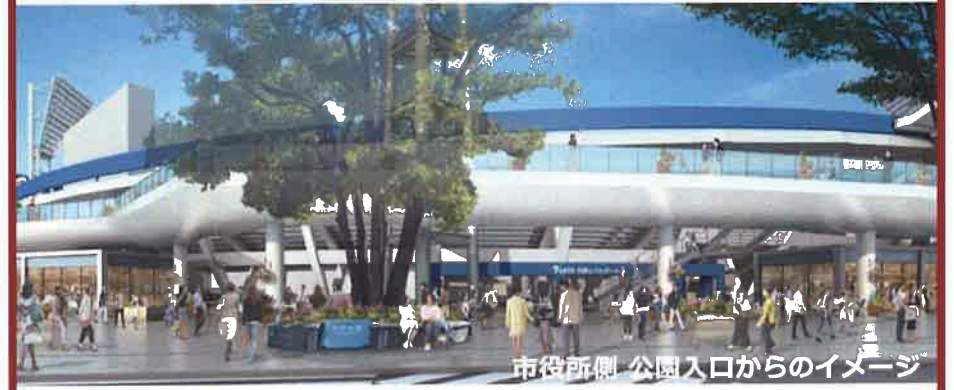
Phase 03 圧迫感の軽減、視線の抜け確保



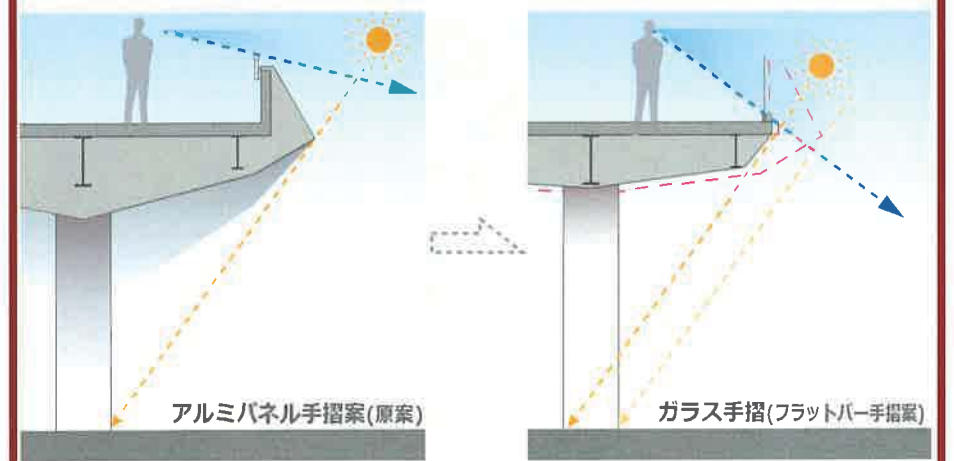
ガラス(フラットバー)手摺へ変更

スリムな断面図形状の検討

セットバック・ガラス(フラットバー)手摺案



市役所側 公園入口からのイメージ



アルミパネル手摺案(原案)

ガラス手摺(フラットバー手摺案)

#### 形態・機能

- ・ガラス(フラットバー)手摺設置により、デッキのヴォリューム感を大幅に軽減
- ・手摺パネルの立ち上がり中止により、回遊デッキ上下からの視線の抜けを確保
- ・ヴォリュームの軽減に加えて、回遊デッキの軒天を斜めにし、明るい面をつくることで、良好な軒下空間を創出する
- ・店舗まわりに仮設の椅子・テーブル等を配置し、公園利用者の憩いの場をつくる

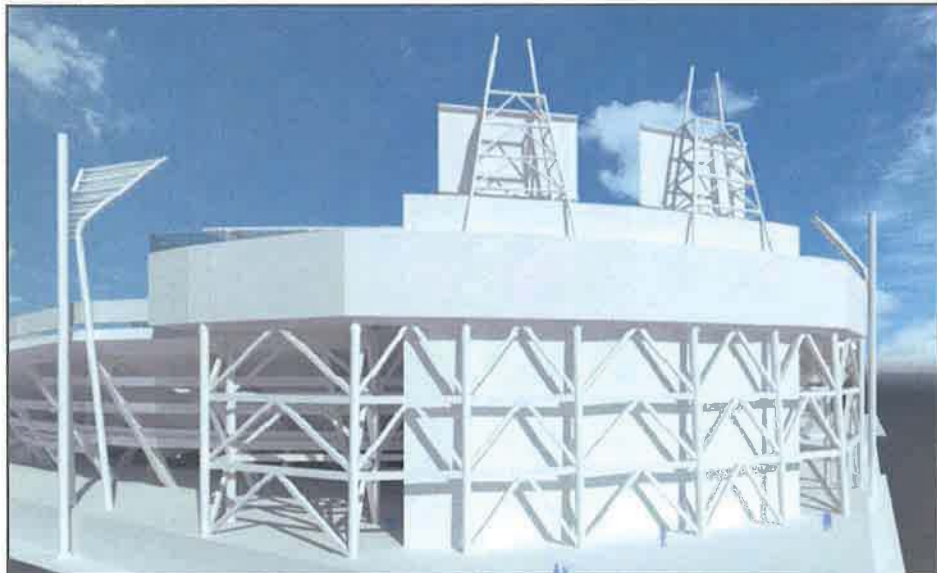
圧迫感の更なる軽減と抜け感確保

# 構造のプロセスについて③

## A 形態・機能の推移

### バックネット裏

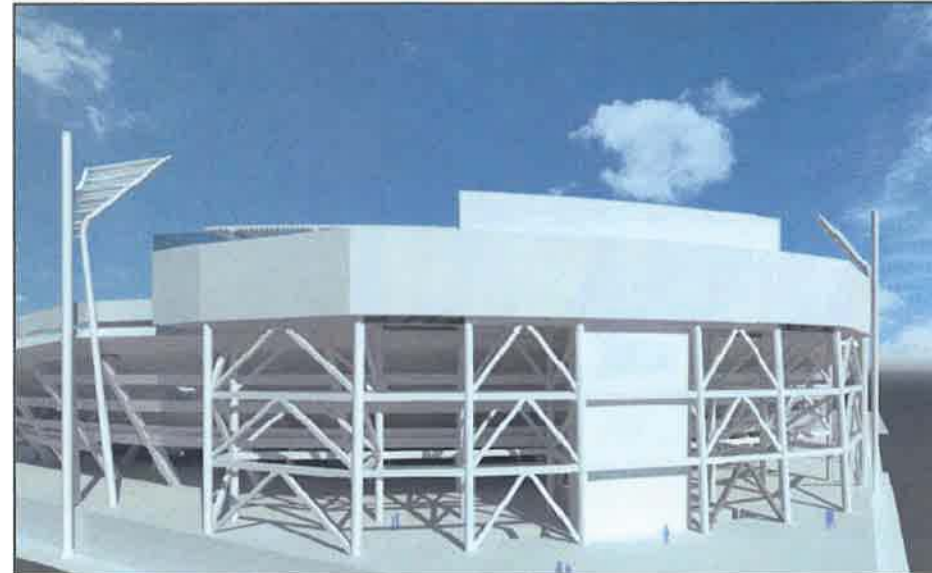
Phase 01 一般的な仕様・計算による増設



- 形態・機能
- ・フラッグ有(工作物)
  - ・各スパンブレースあり
  - ・階段を内部階段としていた

圧迫感軽減への配慮が不十分

Phase 02 頂部の街並みとの調和、圧迫感の軽減



- 形態・機能
- ・外部からの景観に配慮してフラッグ中止
  - ・検討によるブレースの一部中止や階段の外部階段化によるボリューム感の軽減

部材減・屋外化による圧迫感の軽減

Phase 03 半屋外広場の創出、更なる圧迫感の軽減



- 形態・機能
- ・検討による中間2か所のスパン拡大と一部梁・ブレース中止による既存への抜け感確保
  - ・エレベーターシャフトの間を空けてボリューム感を軽減

圧迫感の更なる軽減と抜け感確保

### 個室観覧席棟 イメージ



構造体による威圧感を軽減し、視線の抜けを確保することで、公園利用者の憩いの場となる半屋外広場をつくり、人工台地の上を有効活用します。

### 半屋外広場のイメージ① 日常利用



新横浜公園・野球に関する歴史資料や最新情報を発信する、展示パネル・サイン・デジタルサイネージ等を設け、人の賑わいを日常的に生み出します。

### 半屋外広場のイメージ② イベント時



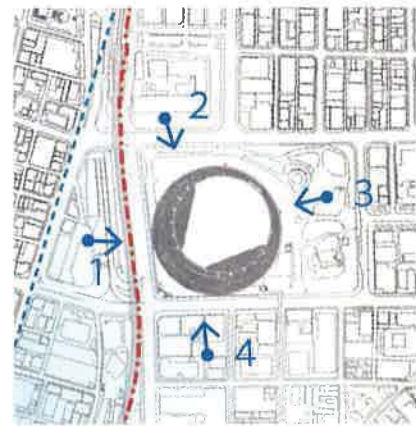
開放的な軒下空間を創出することで、各種イベント(バザー・お祭り等)を天候等に左右されずに開催することができます。

## 抽出される景観特性

関内駅側 …………… 公園の顔として**夜間の賑わいを創出**するような照明計画とします。

公園北側 …………… 歴史ある**夜間景観を阻害**しない、照明箇所を限定した計画とします。

プロ野球試合時 …………… 関内駅側・公園北側の照明コンセプトを踏襲しつつ、イベント時の来場者(多人数)の**安全性・誘導性を確保**するための照明を歩道・各種ゲート・受付に確保します。



### 1：鳥瞰(全体像)

スタジアムを浮かび上がらせる**重心の低い照明**とし、夜間の**賑わい**形成に寄与します。

### 2：関内駅側

関内側ゲートのタイル壁・柱を重心の低い照明により、浮かび上がらせ、**街並みに調和**しつつも横浜公園の入口にふさわしい**品位のある**照明計画とします。

### 3：回遊デッキ

公園北側は人のいる場所に灯りを限定した**落ち着いた**照明計画とし、**防犯性を確保**した上で、日本大通り側の**夜間景観を阻害**しない計画とします。

### 4：人工台地

壁・柱を重心の低い照明にて浮かび上がらせると共に、**暗がり**が出来にくい照明レイアウトを検討することで、**夜間でも歩く楽しさ**を感じられる計画とします。

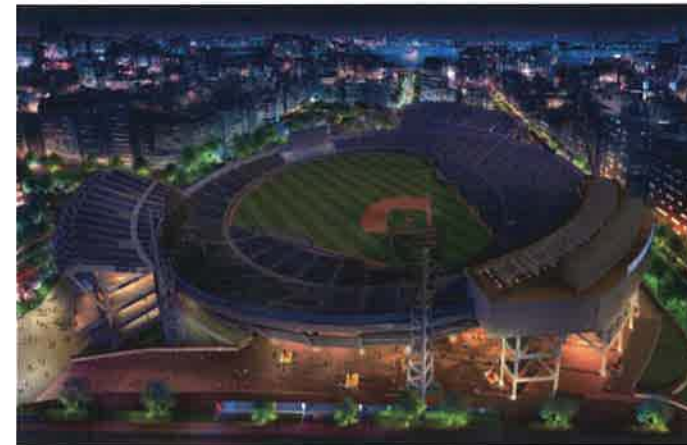
## 4：人工台地



## スタジアム 休場時とイベント時の照明計画

### 1：鳥瞰図

#### 休場時



#### イベント時



### 2：関内駅側

#### 休場時



#### イベント時



### 3：回遊デッキ

#### 休場時



#### イベント時



## <表彰広報部会>

平成 29 年 5 月 12 日：表彰式及びティーパーティー

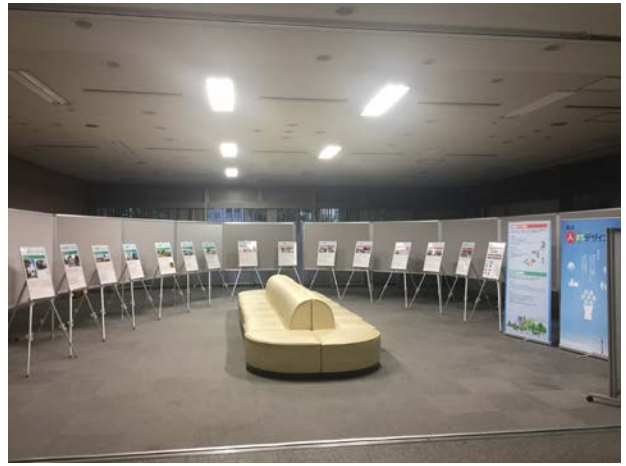


各区パネル展示

<南区>



<青葉区>



受賞プレート設置写真

<横浜海岸教会>



<minaGARDEN 十日市場>



<みなまき みんなのひろば>

